浜松市こどもの権利条例（案）
に対するご意見ありがとうございました

市民の皆さんからの提出意見と

その意見に対する市の考え方の公表



令和８年７月から８月にかけて実施しました浜松市こどもの権利条例（案）に対する意見募集（パブリック・コメントの実施）に貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。

意見募集を行った結果、市民等 21 人・５団体から 146 件のご意見が寄せられましたので、それらのご意見とご意見に対する市の考え方を公表いたします。

ご意見につきましては、項目ごとに整理し、適宜要約し掲載しております。

また、お寄せいただきましたご意見を考慮して、令和９年４月からの条例施行を予定しています。今後とも、浜松市のこども施策に対するご理解とご協力をお願いいたします。

なお、この内容は、市ホームページ（https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp）にも掲載しております。

令和８年 11 月

浜松市こども家庭部こども若者政策課
〒430－0933　浜松市中央区鍛冶町 100-1
ＴＥＬ　０５３－４５７－２７９５
ＦＡＸ　０５３－４５７－２０３９
Ｅメールアドレス
katei@city.hamamatsu.shizuoka.jp

募集結果

【実 施 時 期】　令和８年７月 23 日から令和８年８月 21 日まで
【意見提出者数】　21 人・５団体
【意 見 数 内 訳】　146 件
（提案 42 件、要望 50 件、質問 18 件、その他 36 件）
【提 出 方 法】　持参（0）郵便（1）電子メール（137）ＦＡＸ（5）
説明会等（3）
【案に対する反映度】　案の修正　9 件　今後の参考　2 件
盛り込み済　9 件　その他　126 件

目　次

前文（意見数２１件）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１ページ

第１章　総則
第１条　目的（意見数１件）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５ページ
第２条　定義（意見数１０件）・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５ページ
第３条　基本理念（意見数５件）・・・・・・・・・・・・・・・・・　７ページ

第２章　こどもの権利の保障
第４条　安心して生きる権利（意見数３件）・・・・・・・・・・・　８ページ
第５条　心豊かに健やかに育つ権利（意見数３件）・・・・・・・・　９ページ
第６条　自分を守り、守られる権利（意見数６件）・・・・・・・・１０ページ
第７条　社会に参画する権利（意見数５件）・・・・・・・・・・・１１ページ
第８条　その他の権利（意見数２件）・・・・・・・・・・・・・・・１２ページ

第３章　こどもの権利を保障するための責務
第９条　市の責務（意見数９件）・・・・・・・・・・・・・・・・・１２ページ
第１０条　おとなの責務（意見数６件）・・・・・・・・・・・・・・１４ページ
第１１条　保護者の責務（意見数７件）・・・・・・・・・・・・・・１６ページ
第１２条　学校等関係者の責務（意見数８件）・・・・・・・・・・・１８ページ
第１３条　事業者の責務（意見数３件）・・・・・・・・・・・・・・２１ページ

第４章　こどもの権利の侵害に関する相談及び救済
第１４条　相談の申出及び救済の申立て（意見数８件）・・・・・　２２ページ
第１５条　委員会の設置（意見数５件）・・・・・・・・・・・・・　２４ページ
第１６条　委員会の職務（意見数２件）・・・・・・・・・・・・・　２５ページ
第１７条　委員（意見数２件）・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６ページ
第１８条　臨時委員（意見数０件）・・・・・・・・・・・・・・・　２６ページ
第１９条　委員長（意見数０件）・・・・・・・・・・・・・・・・　２６ページ
第２０条　調査協力等（意見数１件）・・・・・・・・・・・・・・　２６ページ

第５章　こども施策の推進
第２１条　計画の策定等（意見数１件）・・・・・・・・・・・・・　２６ページ
第２２条　こどもの意見表明と反映（意見数２件）・・・・・・・・　２７ページ
第２３条　庁内体制（意見数０件）・・・・・・・・・・・・・・・　２７ページ

第６章　こどもの権利の周知啓発
第２４条　周知啓発（意見数１件）・・・・・・・・・・・・・・・　２８ページ
第２５条　こどもの権利月間（意見数１件）・・・・・・・・・・・　２８ページ

第７章　雑則
第２６条　委任（意見数０件）・・・・・・・・・・・・・・・・・　２８ページ

その他（意見数３４件）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２９ページ

前文（２１件）

提案１	条文の中に「愛情」と言う言葉が、第１１条の保護者の責務のところにしか出てきていません。前文の３段落目を「そのために、おとなは、こどもの権利を正しく理解し、こどもの成長や発達に応じて、こどもの最善の利益を優先して考慮し、愛情をもってこどもの育ちを支えることが重要です。」とすることを提案したいと思います。すべてのこどもに対して、根底に愛情を持って接することが大切だと考えます。

【市の考え方】案の修正

いただいたご意見により、以下のとおり修正します。

《修正内容》

（修正前）「そのために、おとなは、こどもの権利を正しく理解し、こどもの成長や発達に応じて、こどもの最善の利益を優先して考慮し、こどもの育ちを支えることが重要です。」

（修正後）「そのために、おとなは、こどもの権利を正しく理解し、こどもの成長や発達に応じて、こどもの最善の利益を優先して考慮し、愛情をもってこどもの育ちを支えることが重要です。」

要望１	理念には賛成するが、抽象的な内容が拡大解釈されると市の負担が大きくなり、市政に悪影響を及ぼす懸念があると感じたため、不安が残ります。 第４条や第５条の項目について、ひとつの取りこぼしもないよう市政(=市民の税金)で保証しなければならない」とも解釈でき、解釈によっては市の負担が大きいと感じます。ここに不安を感じます。 「過去事例や他市町村の事例として、そこまで市が負担する例はなく過度に不安視する必要は無い」との反論もあるかと思いますが、そうであるなら明文化する必要はないと思いますし、昨今は個人の人権が尊重される風潮であるため、明文化にはなおさら慎重になってほしいと感じております。

【市の考え方】その他

ご意見として承ります。

その他１	第一に、こども条例は、こども自身が読み、理解して使いこなす事が重要だが、この案では、難しすぎてこどもに理解できるのかが危惧されます。 こどもの意見聴取をする事が重要と記載されているのに、パブコメに、こどもが参加しやすい方法の記載がないのは、矛盾しています。

【市の考え方】その他

条例が制定された際には、こども向けに条例について分かりやすく説明した年代別のリーフレット等を作成し、市の施設で配架することや関係機関への配布等を通じて周知する予定です。

また、パブリック・コメントの冊子は、浜松こども館や浜松市立青少年の家にも配架し、こどもが閲覧できるようにしました。

提案２　要望２・３　質問１　その他２	「全てのこどもは年齢、性…かけがえのない存在です」は長いので、もっとシンプルに「全てのこどもは、自分らしく幸せに生きていく権利を持ったかけがえのない存在です」にしたらどうか。
	前文ですので、端的に言い切った表現の方が力強くなると思います。「全てのこどもは、年齢～によらず、自分らしく幸せに生きていく権利を持った、かけがえのない存在です。」言葉の列挙によって、特別という分離感をかえって醸し出してしまっていると感じました。 →「全てのこどもは、自分らしく幸せに生きていく権利を持った、かけがえのない存在です。」
	前文「全てのこどもは、年齢、性、障がいの有無、国籍、人種、生まれ育った環境等によらず」とありますが、わざわざカテゴリーを作らず「全てのこども」で良い。 こどもをありのまま受け入れるという「こどもの権利条例」であれば不要です。年齢や個人差はありますが、自分について年齢、性、障がいの有無、国籍、人種、生まれ育った環境等について、こどもは大人が考えるほど意識したり深く考えることなく、ありのままに成長していきます。
	（同様の意見　外２件）

【市の考え方】その他

子どもの権利条約の前文や第２条に倣い、具体的に列挙することで分かりやすい表現としています。ご意見は参考として承ります。

提案３	条文の解説の前文は、長文で分かりにくいと思う。 ２段落目「これらの～自然と身に付けていきます。」は必要ないと思う。 「自分以外の人を思いやる気持ちや、主体的に社会の形成に参画する力を自然と身に付けていきます。」とあるが、大人の願望を表しているように思えた。どんなこどもでも、浜松のこどもとして存在を認める・見守る・育てるなど、大人の覚悟を記すべきではないか。

【市の考え方】その他

前文は条例を制定する目的や理念をやさしい表現で記しています。こどもとして存在を認め、見守り、育っていくよう、条文でこどもの権利保障や市、保護者、おとな等の責務を規定していく構成としております。

提案４・５ 要望４～７ その他３	１１ページ前文中央付近、自分以外の人を思いやる気持ちは、こどもの権利問題とは全く別のものです。削除する事を提案します。
	前文６から８行目「そして、自分自身を 大切にするとともに、自分以外の人を思いやる気持ちや、主体的に社会の形成に参画する力を自然と身に付けていきます。」の「思いやる気持」、権利は思いやりではなく「権利」です。「他者の権利を尊重し」と書き換えるべきです。
	Ｐ３　前文７行目：「思いやる気持ち」に違和感がある。思いやるには、強い立場から保護する対象への対等性の不均衡が感じられる。
	（同様の意見　外４件）

【市の考え方】その他

思いやる気持ちは、権利が保障された結果育まれていくものであり、その気持ちが自然に他者の権利を尊重し合い、相互尊重につながっていくことを示すもので、自分の権利が尊重される経験を重ねることの重要性を謳ううえで必要であると考えています。

その他４	「全てのこどもは、…、性、…」こどもの権利条約の２条１項には「性別」とあるが、わざわざ「性」という言葉を選択したのはなぜか？ 例えば「性自認」と「性的指向」を含ませる目的だったら、はっきり両方書く必要があると思う。

【市の考え方】案の修正

子どもの権利条約の政府訳に倣い「性」としておりましたが、いただいたご意見により、以下のとおり修正します。

《修正内容》

（修正前）「全てのこどもは、年齢、性、障がいの有無、国籍、人種、生まれ育った環境等によらず、自分らしく幸せに生きていく権利を持った、かけがえのない存在です。」

（修正後）「全てのこどもは、年齢、<u>性別</u>、障がいの有無、国籍、人種、生まれ育った環境等によらず、自分らしく幸せに生きていく権利を持った、かけがえのない存在です。」

提案６	目次に「前文」とあるので、他と同様、「前文」というタイトルをいれたほうがわかりやすい。
要望８	「附則」という言葉の次に続く文章が前文と容易に理解できるよう「前文」というタイトルを入れてください。もしくは、「附則」の言葉のあとに空間をもうけてください。

【市の考え方】その他

条例は、浜松市公用文の作成に関する規程（平成１０年浜松市訓令甲第２号）に基づき作成しており、原案のままとします。

要望９	前文について「権利の主体として自ら考え、意見を表明し」という表現について、少し気になる点があります。 こどもの中には、まだ言葉を話すことのできない乳幼児、障害特性や外国語を母語とすることなどによって、自分の考えを言葉にして表現することに困難を抱えているこども、また、さまざまな事情によって自分の気持ちや考えを整理して表明することが難しいこどもがいます。このようなこどもたちについても、「意見を表明できるこども」だけが権利の主体なのではなく、一人ひとりの思いや意思をくみ取り、必要な支援を受けながら意見を表明できることが保障される必要があると考えます。 そのためには、こどもの言葉だけではなく、表情や行動なども含めて思いや意思をくみ取り、必要に応じて本人の意見を表明することを支援する「こどもアドボカシー」の考え方も重要ではないでしょうか。 条例の中に、こどもが自ら意見を表明することだけでなく、意見を表明することが難しいこどもへの支援や、こどもの意見を代弁・表明支援する仕組みについても触れていただきたいです。

【市の考え方】盛り込み済

第２２条（こどもの意見表明と反映）の第３項にて、自ら意見を表明することが難しいこどもへの配慮や、意見を代弁する手段を確保することについて規定しています。

要望10	前文には、この条例に託す思いや、決意をしっかり盛り込んでおくことが必要と考えます。特に、これからの地域・社会・浜松市としてどのように取り組むかの覚悟も含めた内容を加えて宣言していただきたい。 前文の最後に、この条例を制定します。→この条例を制定し、浜松市は、すべてのこどもが【なりたい大人になるため】にこども時代を安心して暮らし、多様な活動に参加でき、多くの人とともに育っていける地域（の環境）「浜松」を創っていきます。

【市の考え方】その他

前文では、条例の目的や理念について、こどもや浜松市に関わる全ての人に分かりやすく伝えられるよう記しています。具体的に保障しなければならない権利や市の責務は条文にて規定しています。ご意見は参考として承ります。

第１条　目的（１件）

その他５	第１条『目的』 「浜松市こどもの権利条例」の目的は「まちを実現すること」なのか？ 「全てのこどもが幸せに成長できること」そのものではないのか？

【市の考え方】その他

逐条解説にも記載のとおり、条例の目的は、こどもの権利が保障され、全てのこどもが健やかで幸せに成長できるまちを実現することです。

第２条　定義（１０件）

提案７・８　要望11　質問２・３	①　（３）保護者 親族や里親、未成年後見人も含めるということなので「保護者等」としたほうがいいのでは？ ②　（４）学校等関係者 どこまで含まれるか、この資料を読めば具体的な機関が書いてくれているのでわかるが、条例にも注釈か何かでこの学校等の「等」の機関について書かないとわからない。
	学童はどこに入るのか。 また、部活の地域移行の責任者は事業者に入るのか。
	学校等関係者の中に、公設民営１９０ヶ所弱もある。民設民営もあわせれば２００ヶ所もある「(学童保育所) 放課後児童会及び放課後児童クラブ」が入ってないのか？保育所が入っているのに？
	（同様の意見　外２件）

【市の考え方】その他

親の代わりにこどもを育てる親族や里親、未成年後見人は、逐条解説で説明するとおり保護者と定義します。

学校等関係者の「学校等」については、第２条第４号でどのような施設や団体を指すか定めています。

放課後児童会及び地域クラブは学校等関係者に含まれます。

また、令和８年１０月現在、公設・民設合わせて約１９０ある放課後児童会と地域クラブは、逐条解説に追記し、説明してまいります。

提案９	定義のなかに「警察」が欠けています。 人権は悪人にもあります。特にこどもは悪いことをしたときに大人から侵害を受けやすい（意見を聞かれない、抑圧される、強要されるなど）ものです。補導された１８歳までのこどもが警察から権利侵害を受けることが考えられるため「警察」を加えた方がよいと思います。 また、健やかに生きる権利を保障するために、定義のなかに「医療・保健関係者」を加えることが必要です。

【市の考え方】その他

第２条は用語の定義を定めるものです。こどもは、警察に限らずあらゆる者から権利の侵害を受けてはなりません。

また、こどもが健やかに生きるため、必要な医療を受けることも重要です。これらの保障されなければならない権利は、第２章で規定しています。

要望12 質問４・５ その他６	Ｐ３こどもの定義について、逐条解説（Ｐ１４）を読むと、こどもの権利条約に基づいて１８歳未満としているとありますが、「なお、『これらのものと等しく権利を認めることが適当と認められる者』とは、高等学校在学中に１８歳の誕生日を迎えた高校生や心身の発達の過程にある者等が考えられます。」と書かれています。こども基本法における「こども」とは、１８歳や２０歳といった特定の年齢で一律に区切られておらず、「心身の発達の過程にある者」と定義されています。条例案にも「心身の発達の過程にある者等」という表現が使われていますが、１８歳未満という言葉も使われています。これはこども基本法で定義された内容とは違うものですか。 （１）こどもの定義について、子どもの権利条約では１８歳未満とされていた「こども」の定義が、こども基本法では「切れ目ない支援」を目指すため、あえて「こども」の定義に区切りを設けず若者も含むとされて画期的でした。それが自治体の条例に降りてきたところで、せっかくの「切れ目ない支援」から遠ざかると思いました。あえて年齢を明記したのはなぜですか？ （同様の意見　外２件）

【市の考え方】その他

こども基本法は、こどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的に推進することを目的としています。施策を推進する上で、必要な支援がとぎれないよう、こどもの対象年齢を定めていません。

一方、本条例案は、こどもの権利保障に関する基本的な事項を定めるものであるため、子どもの権利条約に倣い定義を定めています。

第３条　基本理念（５件）

要望13	「人権が思いやりでは無いこと」、「義務と権利はワンセットでは無いこと」を明記してほしい。併せて「人権は誰もが生まれながらにして持つ権利」を掲げてほしい。

【市の考え方】その他

第３条は、こどもの権利に関する基本理念を規定したものです。権利についての市の考え方については、前文において述べており、逐条解説で詳しく説明しています。

要望14	こどもは、年齢、性、障がいの有無、国籍、人種、産まれ育った環境等によりと記載がありますが、範囲が記載されることで違和感が残ります。この範囲内として考えてしまうのではと感じます。すべての子どもという表現でいいのではないでしょうか。第２条に「こども」とは、の中に、前述文を記載することでいいのではないかと感じました。あわせて付則の 1 行目についても同じ表現で示せるのではと感じます。

【市の考え方】その他

子どもの権利条約第２条に倣い、具体的に列挙することで分かりやすい表現としています。ご意見は参考として承ります。

その他7	第３条『基本理念』（１）こどもは…性…、「性別」もしくは「性自認、性的指向」では？

【市の考え方】案の修正

子どもの権利条約の政府訳に倣い「性」としておりましたが、いただいたご意見により、以下のとおり修正します。

《修正内容》

（修正前）「(1) こどもは、年齢、性、障がいの有無、国籍、人種、生まれ育った環境等により、こどもを取り巻くあらゆる差別その他の不利益を受けないこと。」

（修正後）「(1) こどもは、年齢、性別、障がいの有無、国籍、人種、生まれ育った環境等により、こどもを取り巻くあらゆる差別その他の不利益を受けないこと。」

提案10	４つの基本理念は条番号順に掲載するのが妥当ではないでしょうか。
質問６	基本理念の項第３条ですが、現在は（１）こどもを取り巻くあらゆる差別その他の不利益を受けないこととなっているが、（３）こどもは、かけがえのない存在として、命が大切に守られ～の項の方が重要だと思うので、（３）を（１）に変更したらどうかと思います。なぜ差別の項が上位に来るのか理由をお聞かせ願いたいですし、できれば順序を変更したらと考えます。

【市の考え方】その他

基本理念は、子どもの権条約の４原則に基づき基本的な事項を定めており、すべての事項が重要で優劣はないと考えております。

第３条の基本理念は、前文に記してある順番に規定しています。

第４条　安心して生きる権利（３件）

提案11	（１）の文言について、同条（２）（３）と比して、（１）の文言が漠然としており、「安心して生活できる」とは具体的にどのようなレベルの安心を予定しているのかが文言から直ちに明らかにならないように思われる。（２）（３）が（１）の具体化の位置付けであるならば、このような文言であるのは適切であると考えられるが、そのような位置付けであることも条文から明らかではないため、問題となりうる。

【市の考え方】その他

（１）（２）は、生命・生存に関する権利について、子どもの権利条約第６条に倣い規定しており、（３）は必要な医療を受けられる権利について、子どもの権利条約第２４条に倣い規定しているものです。

提案12	（３）で医療を受ける権利について明記されているが日本国憲法第２６条、教育基本法第３条などから「教育を受けること」もこの条に明記すべきでは。

【市の考え方】その他

本条は「安心して生きる権利」について定めたものであり、「教育を受ける権利」は第５条「心豊かに健やかに育つ権利」の第１号に含まれます。

提案13	第４条（２）「安心」の文字が必要→安全が充分に守られ、安心して健やかに成長できる環境において生活できること。

【市の考え方】盛り込み済

第４条は、「こどもは、安心して生きる権利があり、主として次に掲げることが保障されなければならない。」と規定しており、「安心」は（１）～（３）すべての号にかかるものです。

第５条　心豊かに健やかに育つ権利（３件）

提案14	第２２条に明記されている意思尊重、意思表明、意思決定権などについて明記すべきでは。第５条の「こどもは～保障されなければならない」の文中に含めたらと思うがいかがか？

【市の考え方】その他

第２２条のこどもの意見表明と反映は、第５条を含む第２章のあらゆる場面において保障されるものです。第５条の文中に含めることで、対象範囲が狭くならないようにしたいと考えております。

提案15	心豊かに健やかに育つ権利とあるが、「心豊かに」の意味が分からない。趣旨に「こどもが、個性豊かに、心身ともに健やかに～」とあるので、それをそのまま記載すれば良いと思う。

【市の考え方】その他

条文に関する補足は、逐条解説にて詳しく説明してまいります。

条例は、できるだけ分かりやすく、簡潔にしております。

質問7	５条（２）について「家庭又は家庭と同様の環境」との文言で規定されている。意図としては「良好な家庭環境」を指すのだろうことは前後の文脈から推察できるが、わざわざ形容詞を省いてあるのは文言の漠然性を回避するためか？

【市の考え方】その他

「家庭又は家庭と同様の環境」とは、「良好」という言葉に捉われることなく、こどもの親、里親、その他親に代わりこどもを養育する人等が、こどもを温かく受け入れる環境を指しており、逐条解説にて説明しております。

第６条　自分を守り、守られる権利（６件）

その他８	第６条（２）の権利　「プライバシー」の中に身体の有り様やプライベートパーツに関すること、ジェンダーやセクシュアリティに関わることも含める必要がある。アウティングの禁止やカミングアウトに関する権利も含まれる。重要なことなので、これらは外に出して新たな項目を増やしてはどうか。

【市の考え方】その他

第６条の各項目については、全て重要であると考えております。ご意見については、逐条解説に追記し、詳しく説明してまいります。

提案16	（３）「認め合い」ではなく「認められ」にするべきではないか。
その他９	第６条（３）多様性を認め合い…多様性とはただそこにあるもの。正しくは「個人が多様な存在であることが社会から認識され」という意味なので、短縮するならば「多様性が認められ」かと思う。

【市の考え方】その他

多様性は認められるだけでなく、相互に認め合うことも重要であり、尊重し合うことで、一人ひとりが差別されることのない権利が保障されていくものと考えております。

提案17	（４）有害な情報から守られる事は重要です。「有益（知るべき）な情報を得ること」を入れたらどうでしょうか。
要望15	（４）こどもにとって有害な情報から守られることとあるが、包括的な性教育や困った時の相談先を知るなど有益な情報を知ることで自分を守ることもできるため盛り込んでほしい。
その他10	守られるだけではなく「こどもにとって有益な情報を知ること」も必要。憲法やこどもの権利条約やこども基本法、包括的性教育など、自分を守るための情報を知ることも大事なこどもの権利、はっきりと明記する必要がある。

【市の考え方】盛り込み済

必要な情報を知り、学ぶことは、第５条第１号や第７条第３号、第２２条第２項で規定しています。

第７条　社会に参画する権利（５件）

提案18	第７条（２）「成長及び発達に応じて」の文言は不要です。
その他11	（２）の権利「成長や発達の過程によって…小学生と高校生では…こどもの発達段階を理解し、発達に応じた形で意見を尊重することが重要」は、「発達している高校生の意見は尊重するけれども、発達が未熟な小学生の意見は尊重できない」と取れるが、大丈夫か。「全てのこどもの意見を尊重することが重要」という意味がストレートに伝わるように、書き振りを変えてはどうか。

【市の考え方】その他

本号は、子どもの権利条約第１２条及びこども基本法第３条第４号に倣い規定しています。

提案19	【解説】（３）の権利の３行目「例えば、こどもが知りたいと思ったことに対し、誰かに相談するのはもちろん」のあと、テレビや新聞、インターネット等と調べる手段が並んでいます。どうか公共図書館、学校図書館を入れてほしいです。１８歳までのこどもが調べる時に、身近に図書館があるものです。

【市の考え方】その他

ご意見のとおり、逐条解説に追記し、詳しく説明してまいります。

質問８	【解説】（３）の権利の６行目「おとなは、こどもが必要な情報を得られるよう支援し、自分自身で選択や決定できるようにすることが重要です。」とありますが、こどものプライバシーに配慮し、秘密の厳守についてはふれていません。なぜかな？と思ってしまいました。おとなに相談したり、調べる手助けをしてもらったとしたら、大人に知られます。その内容は秘密に守られるようでないと、そもそもこどもは守られているとは言えない気がしています。

【市の考え方】その他

ここでは、こどもが意見表明に必要な情報や支援等を得ることで自己決定することができる権利を定めており、プライバシーが守られることは、第６条第２号で規定しています。

提案20	第７条３項:「意見表明に必要な情報、支援及び助言を得て」は、特に記載する必要がなく不要と考える。

【市の考え方】その他

こどもは、成長や発達の程度によっては、必要な情報を得られない場合もあるため、必要な情報を得ることや、支援や助言を受けることは自己決定に必要であると考えます。

第８条　その他の権利（２件）

提案21	第２章のさまざまな権利に「選択できる権利」と「発達段階に合わせて理解できる情報を得る権利」が必要です。
要望16	助けを求めることができる権利など、どのような権利があるのか詳しく列挙してほしい。

【市の考え方】その他

この章に定める権利は、「子どもの権利条約」や「こども基本法」などに規定されている権利の中から特に大切にされるべき基本的な権利として示しています。

また、こどもの権利は多岐にわたるため、第４条から第７条で定めた権利以外にも、全てのこどもが成長するために必要な権利が保障されることを第８条で規定しています。

第９条　市の責務（９件）

提案22	第９条 ２「家庭」という居場所で育つ子ばかりではないので「市は、家庭の状況にかかわらず… ➤ 市は、こどもの育ちの環境にかかわらず…」にしてはどうか。

【市の考え方】その他

「こどもの育ちの環境」という表現では、より広義となって分かりにくいため、具体的に「家庭」としております。

提案23・24 要望17・18 その他12	第３項は、保護者が項目の主体となっているので、この欄に加える必要はないと思う。
	第９条３項：「妊娠…における各段階」と具体的に出しているが、これは子育てに関する概念で、こどもの権利として特筆することではないと考える。切れ目のない支援は当然だが、３項自体は削除してもよいのではないか。
	「妊娠・出産・子育て」を妊娠してしまったこどもに対して支援するという意味や、包括的性教育を積極的に進めるという意味であれば画期的で賛成だが、今回の条令の主体はこどもなので、主体が親になるのは唐突でおかしいので削除をお願いします。
	（同様の意見　外２件）

【市の考え方】その他

こども基本法の目的にあるとおり、日本国憲法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、こども施策を総合的に推進することが重要と考えています。

市は、親等の子育て環境を切れ目なく支援することで家庭環境を整え、ひいてはこどもの権利を保障することになるため、この項目を規定しています。

提案25	第９条第４項に、こども自身の協力についても加えるべきではないでしょうか。

【市の考え方】その他

第９条を含む第３章は、こどもの権利を保障するための責務を規定しているため、こどもについては含めていません。

要望19	９条５について、大人、保護者、学校等関係者及び事業者が相互に連携し、と記載があるがこの中に「地域または地域社会」の言葉があると良いと思います。市は、こどもを取りまく環境に対して支援をすると理解・解釈することができるため。

【市の考え方】その他

本条は、第２条で定義する者の連携について謳っており、地域社会全体で支援をしていくという意味で、逐条解説においてもその旨を記載しております。

要望20	「市の責務」について、浜松市のこども・若者に関係する各部署と教育委員会が、「横串を刺す」形で連携し、こどもの権利保障について共通認識を持った上で、一体となって施策を進めていくことが、浜松市のこども施策において非常に重要だと考えます。 こどもを取り巻く課題は、教育、福祉、保健、医療、家庭、地域など、複数の分野にまたがっていることが少なくありません。 そのため、単に各部署がそれぞれの施策を実施するだけではなく、「こどもの権利を保障する」という共通の理念を各部署が共有し、それを施策の根本に据えて連携することについても、条例の中で明確に示していただきたいです。

【市の考え方】盛り込み済

第２３条において、庁内の各部署が、それぞれの専門性を活かしながら、こども施策（こどもの権利保障を含む）について連携して協力することを規定しています。

第１０条　おとなの責務（６件）

要望21	２「こどもの意見に耳を傾け」についてとても違和感があります。私達は日々、言える子どもは僅かで、耳を傾けることのほうが少なく、視線、表情、息づかい、という観察が主です。言い方を変えて頂きたいと思いました。

【市の考え方】その他

自らの意見を表明することに困難を有するこどもの意見にも耳を傾けることは重要と考えます。自らの意思を表明することに困難を有するこどもの意見表明は、第２２条第３項において規定しています。

要望22	大人の責務について、子ども自身が、権利を生まれながらにもっていること、そして権利は保障されており、そのことを子ども自身が自覚できていることが必要だと思います。従って、「大人は子どもが権利を理解できるようにする責務を負う」を足してください。

【市の考え方】その他

こどもが持つ権利について、おとなが正しく理解し、こどもの権利を保障する意識を高めるため、市はこどもの権利や条例の内容を周知し、啓発を行ってまいります。

提案26	第３項「参加する機会を設け」とあるが、機会と環境に変更した方が良いと思う。

【市の考え方】盛り込み済

参加する機会には環境も含まれると考えております。

提案27	第１０条第３項について、「おとなは、こどもが地域の行事及び活動に参加する機会を設け、地域住民とふれあい…」とありますが、この表現については、「地域住民とのふれあいがこどもにとって大切である」という大人側の価値観を、こどもに当てはめているようにも受け取れると感じました。地域とのつながりや地域住民とのふれあいが大切だと感じるこどももいれば、そうではないこどももいます。それは、一人ひとりの興味や価値観、置かれている環境によって異なるものではないでしょうか。 また現在は、地域だけでなく、インターネットを通じて他地域や海外の人とつながったり、グローバルな視点を持ちながら自分の地域について考えたりするなど、こどもの人間関係や学びの場も多様になっています。 例えば、地域とのつながりを持つことで自分の地域の良さを知ることもあれば、地域外・海外との交流を通して初めて自分の地域の良さを発見することもあります。 そのため、特定のつながり方を大人側から示すのではなく、まずはこどもの気持ちや「やってみたい」という思いを聴き、その思いに応じて、可能な範囲で選択肢を示したり、必要なサポートを行ったりするという姿勢を示す表現の方が、こどもの権利を尊重する条例としてふさわしいのではないでしょうか。
その他13	（３）の責務 いろいろな発達の流れや感覚を持つこども達がいることを前提にしたときに、全てのこどもが地域の行事や活動に参加することが必要とは思わないし、行事に参加することで豊かな心が育まれるとは思わない。ひとりで静かに過ごすことで気持ちが安定し、豊かな心を育むこどもの存在を無視してはいけない。そうゆう意味で、まずさまざまな選択肢が示され、だれからも強制されず、選択したことが尊重されることこそが、こどもの権利そのもの。

【市の考え方】その他

第３項は、こどもが地域の行事や活動に参加できる機会を設けるよう努めるものであり、参加を求めるものではありません。

第７条第４号に規定するように、参画する機会が提供されることが重要と考えます。

提案28	第１０条第４項について、「市が実施するこども施策を理解し、これに協力するよう努める」とありますが、この表現からは、「市からおとなへの一方向の働きかけ」という印象を受けました。市民と市は一方通行の関係ではなく、こどもにとってよりよい環境や施策を実現するために、ともに考え、協働していく関係であることが重要だと思います。 もちろん、市の施策について、その趣旨を理解し、よりよいものだと感じた場合には協力していくことができます。 一方で、実際のこどもの声が十分に反映されていなかったり、こどもの気持ちや意思が置き去りにされていると感じたりする施策については、必ずしも「協力する」ことが適切とは限りません。 そのため、単に市の施策への「協力」を求めるのではなく、市民もこどもの権利を保障する主体の一員として、市とともに考え、対話し、よりよいこども施策をつくっていくことに協力するという趣旨の表現にできないでしょうか。

【市の考え方】その他

市は、こども施策を推進するための計画を策定し、又は変更しようとするときは、おとなを含む市民等の意見を広く聴取し、その反映に努めます。こども施策への協力を求めるだけではないことを第２１条にて規定しています。

第１１条　保護者の責務（７件）

提案29	市が実施するこども施策を理解しのあと、「これに協力するよう努めるものとする」この「　」内の表現がわかりにくく、協力って何？と思う（第２０条のような調査協力はその１つとしてわかるが）。 （調査協力だけでなく）ともに市の施策に沿い、こどもを支えていきましょうという意味ではないか？「連携して・協働して・ともに…こどもを支えていく」という文言のほうがわかりやすくすっきりするのでは？（協力というととらえ方によっては市が上からという印象を受ける）。

【市の考え方】その他

社会全体で子育てを支援する体制を築き、より良い子育て環境を作るため、保護者へ市の施策への理解と協力を求めるものです。

提案30・31 要望23 その他14	第２項について、愛情をもって生育し…愛情は物差しがなくどう図るのか？過剰でも虐待になり、「愛情」という言葉を使わないほうが良いと思いました。 また、第３項の「家庭環境づくり」に違和感があり、「環境作り」や「養育環境作り」の方がいいと思いました。
	第１１条第３項について、「家庭」という居場所で育つ子ばかりではないので、「…成長できる家庭環境づくり…」を「…成長できる環境づくり…」としてはどうか。
	（同様の意見　外２件）

【市の考え方】案の修正

愛情とは、相手をいつくしむ心や人や物に対するあたたかい心であり、子どもの権利条約の前文にあるように、こどもは愛情のある雰囲気の中で成長することが望ましく、保護者の責務に必要であると考えます。

また、いただいたご意見により、第１１条第３項を以下のとおり修正します。

《修正内容》

（修正前）「保護者は、こどもが自分らしく幸せな状態で成長できる家庭環境づくりに努めるものとする。」

（修正後）「保護者は、こどもが自分らしく幸せな状態で成長できる環境づくりに努めるものとする。」

その他15	３「…自分らしく…」 何をもって「自分らしさ」なのか？誰がいつきめたのか？押し付けとの違いは？これも抽象的なので混乱する。削除してはどうか。

【市の考え方】その他

「自分らしさ」は誰かに決められるものでも押し付けるものではなく、自分の価値観を大切にしていることです。

また、「自分らしく」は、浜松市こどもの権利ワークショップでのこどもからの意見により規定しています。

提案32	第１１条について、保護者については、まず、「こどもの権利条約」や「こども基本法」の理念を理解し、「こどもが権利の主体である」とはどういうことなのかを知る機会を保障することが重要なのではないでしょうか。 こどもを守り、育てる立場にある保護者自身が、こどもの権利や「こども主体」という考え方を理解していなければ、家庭の中でこどもの意見や意思を尊重することは難しい場合があります。 そのため、保護者に対して単に「理解すること」を求めるだけではなく、どのような方法でこどもの権利について知り、学ぶ機会をつくっていくのか、その具体的な仕組みについても検討していただきたいです。

【市の考え方】今後の参考

いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。

第１２条　学校等関係者の責務（８件）

要望24	障がいの有無に関係なく、こどもの特性や個性、差別などの文言があると良いと思います。

【市の考え方】その他

ご意見のとおり、逐条解説に追記し、詳しく説明してまいります。

要望25	条文にて保護者の責務と学校等関係者の責務が定められているが、学校等関係者の責務が多いように感じます。カリキュラムも多い中で、学校等関係者の責務が多岐にわたるのは負担になるのではないかと思います。むしろ保護者の責務をもう少し増やせないか検討していただきたい。

【市の考え方】その他

学校等関係者は、学校だけでなく保育所や児童養護施設などが含まれるため担うべき責務も多岐にわたると考えています。

なお、条文案は、学校等関係者を含む検討委員会でご意見を伺いながら作成しております。

要望26	学校等関係者の責務について、１～７まですべて努めるものとするという表現であるが、以下のような具体的な表現で記載してもらいたい。 １...その育ちを支えることに努め支援するもとする。 ２...こどもの権利の保障に努めなければならない。 ３...あらゆる暴力を受けることなく、安心して過ごすことができるよう、必要な環境整備に努め暴力を止めなければならない。 ４...等しく様々な経験を得られる機会及び教育を受けれる機会の提供に努め支援するものとする。 ５...学校等の運営及び活動に反映するよう努め行動するものとする。 ６...保護者及び地域社会と積極的に連携し、支援を行うものとする。 ７...これに協力するよう努めなければならない。

【市の考え方】その他

第３章で規定するこどもの権利を保障するための責務は、市を除き努力規定の表現としています。

要望27	第１２条に以下の追加が必要です。 ・学校関係者等は、こどもの権利について、常に学び続け、こども自身および、関係するおとなに対する教育啓発を行う。 また、第３項に、あらゆる暴力を受けることなく、安心して「安全に」を追加してください。

【市の考え方】案の修正

こどもが持つ権利について、正しく理解し、こどもの権利を保障する意識を高めるため、市がこどもの権利や条例の内容を周知し、啓発を行うことを第２４条で規定しています。

また、いただいたご意見により、第１２条第３項を以下のとおり修正します。

《修正内容》

（修正前）「学校等関係者は、こどもが虐待、体罰、いじめ等のあらゆる暴力を受けることなく、安心して過ごすことができるよう、必要な環境整備に努めるものとする。」

（修正後）「学校等関係者は、こどもが虐待、体罰、いじめ等のあらゆる暴力を受けることなく、安全で安心して過ごすことができるよう、必要な環境整備に努めるものとする。」

提案33	市が実施するこども施策を理解しのあと、「これに協力するよう努めるものとする」この「　」内の表現がわかりにくく、協力って何？と思う（第２０条のような調査協力はその１つとしてわかるが)。 （調査協力だけでなく）ともに市の施策に沿い、こどもを支えていきましょうという意味ではないか？「連携して・協働して・ともに…こどもを支えていく」という文言のほうがわかりやすくすっきりするのでは？（協力というととらえ方によっては市が上からという印象を受ける)。

【市の考え方】その他

社会全体で子育てを支援する体制を築き、より良い子育て環境を作るため、学校等関係者へ市の施策への理解と協力を求めるものです。

提案34	全ての項目に「努めるものとする」とあるが、「努める」が適当だと思う。
要望28	２「～努めるものとする」努力義務はあり得ません。学校で問題があった場合、浜松市からは努力義務といわれている。となった場合、浜松市が責任を負うのでしょうか？ 「努めなければならない」でなければならないと思います。
その他16	第１２条１～７、「…努めるのもとする」これらはすべて教職員にとっては「義務」なのでは？「努めなければならない」にしてはどうか。

【市の考え方】その他

表現は他の条文と揃えており、「努める」という言葉を入れる限り、どのような表現を用いたとしても努力規定となるため、原案のままとします。

第１３条　事業者の責務（３件）

提案35	市が実施するこども施策を理解しのあと、「これに協力するよう努めるものとする」この「　」内の表現がわかりにくく、協力って何？と思う（第２０条のような調査協力はその１つとしてわかるが)。 （調査協力だけでなく）ともに市の施策に沿い、こどもを支えていきましょうという意味ではないか？「連携して・協働して・ともに…こどもを支えていく」という文言のほうがわかりやすくすっきりするのでは？（協力というととらえ方によっては市が上からという印象を受ける)。

【市の考え方】その他

社会全体で子育てを支援する体制を築き、より良い子育て環境を作るため、事業者へ市の施策への理解と協力を求めるものです。

要望29	現在のこどもの環境の悪さは、親世代に精神的金銭的余裕がない事だと感じています。いくらいい理念があっても親に余裕がなければ、こどもの権利が大切だと気づかなければどうにもなりません。社会で支えると言う観点で１３条がかなり重要になってくると思うので、もう少し目立たせる、深掘りするなどの工夫がほしいです。

【市の考え方】その他

第１３条についても他の条文と同様に重要な事項と考えております。社会全体でこどもの権利が保障されるよう周知・啓発してまいります。

その他17	１　子育て支援をすればこどもの権利は守られるのか？こどもの権利の主体はあくまでこども。そこをずらしてはいけない。別の項目を作ったらどうか。 また、２「社会と関わりをもって…社会参加の推進…」は、子ども向けのイベントの企画等、大人が勝手に考えて単純化した方法論ではなく、こどもと一緒に考えつくり、こども個人が選択できることが必要。

【市の考え方】その他

事業者は、親等の子育て環境を切れ目なく支援することで家庭環境を整え、ひいてはこどもの権利を保障することになるため、この項目を規定するものです。

また、第２項は、こどもの社会参加を促進する活動への協力について謳っており、こどもの意見が尊重されることは第３条第２号で規定しています。

第１４条　相談の申出及び救済の申立て（８件）

要望30　質問９・10　その他18	窓口にアクセスするのは難しくても、ふだんから遊ぶことのできる場所が子どもの権利を守る場所であり窓口であり、専門部署であるという常設の拠点を作ってください。 まずは「権利が侵害されたら」で子供向けのフローや窓口を示すだけでこの条例はいったん終わり、別の条令として（大人向け)、救済編は独立させてほしいです。それで理念の部分がわかりやすくなり、救済部分が改訂しやすくなると思います。
	第１４条 相談の申し出及び救済の申し立てについて、相談の申し出や救済の申し立ては市長（相談窓口）にすることができる、と書かれていますが、具体的な相談窓口はどこになりますか。 また、今回の条例案では相談窓口と権利救済委員会は別機関になると読みとりました。そうするとこどもやその関係者は権利侵害の話を何回もしなくてはなりませんし、時間もかかります。もし同一機関でないならばその理由を教えてください。
	（同様の意見　外２件）

【市の考え方】その他

相談窓口の設置場所は現在検討中であり、今後常設として設置し、必要な資格を有する者等を複数人配置する予定です。

なお、救済委員会に関する詳細は、別途規則で定める予定です。

また、相談の申出又は救済の申立ては市長（相談窓口）に対して行いますが、救済機関はこどもの権利侵害について調査審議を行い、必要に応じて市長その他の機関に対し勧告する組織であり、公正中立な立場で活動することが求められるため相談窓口とは別に地方自治法第１３８条の４第３項に基づき設置するものです。

なお、市長（相談窓口）は委員会の求めに応じて必要な資料の提供を行います。

要望31	Ｐ３０【第４章】こどもの権利侵害に関する相談及び救済　第１４条第２項の４行目について、「 例えば、相談があった場合、市長（相談窓口）は関係機関等と連携して状況を確認し、こどもの権利侵害の防止のための具体的な対策を提案したり、こどもと相談内容に関わる者の間の調整を行ったりすることが想定されます。」とあるが、「こどもの意見尊重」は重要です。こどもが望む解決方法と大人が考える解決方法は、違ったり温度差が生じます。大人（大人だけ）が解決するのではなくこどもの声を聞き、こどもが主体的に問題解決に関わることも重要です。 第４章の趣旨、こどもの権利を保障するためには、 権利が侵害された場合に迅速かつ適切に対応できる仕組みを整備することが重要です。に「こどもの意見を尊重した救済の申し立て」を入れる。

【市の考え方】盛り込み済

こどもの意見が尊重されることは第３条第２号で規定しています。

提案36	相談申立て後の「解決」が入っていない。入れるべきではないか。 相談件数・相談例などの「公開」が無いのはおかしいと思う。 図の中に「こども、こどもに関わる人」→「相談窓口・市長」とあるが、矢印が一方通行でおかしい。申出に対して、解決が入っていない。
要望32	こどもの権利の侵害に関する相談又は救済について、諮問や答申の内容について社会課題として公表すべきことがあれば公表することが必要だと思うが、その点については何もかかれていない。また個人情報の取り扱いなどの問題もあり、こどもの権利の侵害に関する相談及び救済に関わる仕組みづくりについては慎重な取組みが必要である。今回の条例では「こどもは、○○（人権擁護機関）に対し、権利の侵害について相談し、又は権利の侵害からの救済を求めることができる。市は、こどもの権利の侵害に関する相談又は救済については、関係機関、関係団体等との連携を図るとともにこども及びその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めるものとする。」などにとどめ、こまかな決め事は慎重に別途つくっていただきたい。

【市の考え方】その他

いただいたご意見により、逐条解説のイメージ図を修正します。

また、救済委員会における審議結果の公表や個人情報保護に関する詳細は、別途規則で定める予定です。

要望33	第１４条第３項２～４行目「例えば、救済の申立てがあった場合、委員会が事実関係を調査し、こどもの最善の利益を優先して、解決策を提案することが想定されます。」の「こどもの最善の利益を優先して」の前に、「こどもの意見を尊重し」を入れる。

【市の考え方】その他

ご意見のとおり、逐条解説に追記し、詳しく説明してまいります。

第１５条　委員会の設置（５件）

提案37 要望34 質問11	第１５条【趣旨】「こどもの権利が侵害された場合に、専門的な立場から救済や権利回復を支援するための「浜松市こどもの権利救済委員会」を設置することを定めています。」について、権利侵害された場合に、「浜松市こどもの権利救済委員会」がその都度立ち上がるのですか？常設のものですか？ 相談窓口と救済機関（浜松市こどもの権利救済委員会）は、他市の救済機関と同様に一体化するべきです。子どもの権利侵害に関する①相談に応じること②申立または発意に基づき、調査・調整・勧告・要請等を行うこと③勧告・要請等の内容を公表すること④子どもの権利に関する普及啓発まで行う。一体化することで、速やかな対応ができ、相談や調査の負担を、相談者はもちろん機関についても軽減できます。 （同様の意見　外２件）

【市の考え方】その他

委員は任命しますが、委員会での調査審議は必要に応じて行われます。

また、相談の申出又は救済の申立ては市長（相談窓口）に対して行いますが、救済機関はこどもの権利侵害について調査審議を行い、必要に応じて市長その他の市の機関に対し勧告する組織であり、公正中立な立場で活動することが求められるため相談窓口とは別に地方自治法第１３８条の４第３項に基づき設置するものです。

なお、市長（相談窓口）は委員会の求めに応じて必要な資料の提供を行います。

質問12	Ｐ６ 第１５条に書かれている「浜松市子どもの権利救済委員会」は、市長からの諮問案件がある時のみ招集されて活動開始する専門委員会と読みとりました。すでにある「浜松市いじめ問題再調査委員会」や浜松市人権啓発センターが行っている「こどもの人権１１０番」と何がどのように違いますか。

【市の考え方】その他

浜松市こどもの権利救済委員会は、市長の諮問に応じるほか、こどもの権利の侵害の疑いがあると自ら認める事案があるときは、市長の同意を得て調査審議を行います。

浜松市いじめ問題再調査委員会は、いじめ防止対策推進法第２８条第１項の規定による調査の結果について、市長の諮問に応じ審議します。審議の対象がいじめであるのに対し、浜松市こどもの権利救済委員会は、いじめを含むこどもの権利侵害について調査審議を行います。

また、こどもの人権１１０番は、法務省が設置するいじめや虐待、不登校などの悩みを相談できる窓口です。

要望35	第１５条委員会の設置について、「権利の侵害を受けた、受けている子供の救済…権利救済委員会を置く。」とあるが、市として取り組んでいる事業についても、縦割り行政の中での不具合や、横の連携が担保されるよう、施策や各部署・関係機関が一緒に協働してチームとして取り組んでいける枠組み作りを創り、こども施策を審議し、こどもにとってよりよいものに検討・改善していける委員会「こどもチーム委員会（仮称）」を明確にした設置が必要と考えます。権利救済委員会と「こどもチーム委員会」の設置を希望します。

【市の考え方】その他

庁内では、浜松市こども計画推進会議を、庁外では、浜松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会を設置しており、庁内体制による連携、外部委員からの意見聴取を行っております。

第１６条　委員会の職務（２件）

要望36	委員会の職務について、諮問から答申までの仕組みが説明されていますが、結果、助けを求めたこどもの権利回復に至ったか？確認までの仕組みがありません。委員会の職務に権利回復確認までの職務を追加するなどし答申出して終了になる可能性がある仕組みのままでは、救済になりませんので検討をお願いします。 また、言葉や解説の図が分かりにくいです。こどもの為の権利条例ですので、こどもの有益な情報になるよう分かりやすい例をあげるなど工夫をお願いします。
要望37	Ｐ３３ 第１６条について、迅速な対応が成長期にあるこどもには必要です。委員会の調査審議が中心になって、調査審議に時間がかかることより、こどもの意見が尊重される権利侵害の救済が優先されることが重要です。例えば、不登校などの学習機会の確保やいじめによって登校できない場合の安全の確保、遊び場の確保や改善などです。 また、Ｐ３２こどもの権利侵害に関する相談・申立てのイメージには、こどもへのフィードバックがありません。こどもが権利の主体であれば、調査審議に子どもへの意見聴取などの参加や報告が必要です。

【市の考え方】その他

委員会は、こどもの権利が侵害された場合に、こどもの権利の救済及び権利の回復を図るために設置される機関であるため、解決に至るまでの確認や支援は職務に含まれるものと考えます。委員会での調査審議が迅速かつ丁寧に行われるよう努めてまいります。

なお、いただいたご意見により、逐条解説のイメージ図を修正します。

また、権利救済の仕組みについては、リーフレットなどで分かりやすく解説してまいります。

第１７条　委員（２件）

提案38	３名以内の委員だがどのような職種か明確にしておくべきでは（例えば児童にかかわる医師　教育関係　児童福祉関係　地域の福祉関係者等)。 ３名以内ではなく３名にしたらどうか（１、２名では委員会は成り立たないのでは)。
要望38	既存の団体に丸投げではなく、しがらみの無い新たな専門家（弁護士や公認心理士など、こどもの権利に詳しい人材）を起用してほしい。

【市の考え方】その他

委員会の人数設定は、多様な意見を取り入れつつも、迅速な意思決定を可能にするバランスを考慮しています。

また、委員は、こどもの権利に対して、法的、教育的、心理的な観点からアプローチが可能であり、特定の利害関係者や団体に偏ることなく、客観的な判断ができる人物に委嘱するため、職種を限定せず、条文には明記しません。

第１８条　臨時委員（０件）

第１９条　委員長（０件）

第２０条　調査協力等（１件）

その他19	協力の依頼だけでは、問題のある機関や者は、充分な対応をしない場合がありえると考えます。この点を鑑み、より強い強制力を示す文言の採用が望ましいと考えます。

【市の考え方】その他

条例に基づく協力依頼であるため、依頼を受けた者は調査への協力に努めなければならないと考えます。

第２１条　計画の策定等（１件）

要望39	第２１条２ …こどもをはじめとする市民の意見を広く聴くとともに、当該意見を「速やかに」反映されるよう努めねばならないと表記が必要です。

【市の考え方】その他

こども基本法第１１条に倣って規定しており、原案のままとします。

第２２条　こどもの意見表明と反映（２件）

質問13	第３項に該当する子どもに対して、条例（案）のヒアリングはなされていないのではないか。作成した条例をどのように、彼らに伝えるのかを具体的に知りたい。

【市の考え方】その他

自らの意思を表明することに困難を有するこどもを含め、アンケート・ヒアリング調査を実施し、条例案を作成しています。条例が制定された際には、条例について分かりやすく説明した年代別のリーフレット等を作成し、市の施設で配架することや関係機関への配布等を通じて周知する予定です。

要望40	Ｐ８ 第２２条 自分の意見や思いを安心して他人に伝えられることは保障されており、そのことを子ども自身が自覚できていることが必要だと思います。市等は、子どもが自分の権利を知ることができるようにする責務がありますから、第２２条の１でまずは以下の文章をいれてください。 「市及び学校等関係者は、こどもが自らの権利について知る機会を創出するための取組を推進するものとする」

【市の考え方】盛り込み済

第２２条第２項において、市等はこどもが自ら意見を形成し表明できるよう、必要な情報の提供又は発信について定めており、こどもが権利の主体であることを理解するための取組を推進することも含まれます。

第２３条　庁内体制（０件）

第２４条　周知啓発（１件）

その他20	第２４条「周知啓発」について、あらゆる機会を通じて、こどもの権利についての周知を図ることが不可欠だと考えます。行政主導にとどまらず、市民と協働でアイデアを出し合いながら啓発活動を展開できるよう、以下の具体的な取り組みをご提案します。 ・子育て情報ガイド、はますくノート、親子健康手帳等への掲載：保護者が確実に目にする機会をつくる（例：世田谷区の「せたがや子育て応援ブック」のように、開いてすぐの見開きに「子ども・子育て応援都市宣言」や「子どもの権利条例」を掲載する形式）。 ・節目の機会の活用：保育園・幼稚園への入園時や小中学校への入学時に、啓発動画などを視聴する機会を設定する。 ・専門職向け研修の実施：専門職・子育て支援者に向けた理解促進研修。 ・企業に向けた研修の実施：大人の長時間労働がこどもの教育・あそび・健康へ与える影響についての啓発。 ・事業委託における評価要件化：市の指定管理や委託事業の企画提案書において、「こどもの権利を守る視点・配慮」についての記載を求める。

【市の考え方】今後の参考

いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。

第２５条　こどもの権利月間（１件）

質問14	周知啓発について、ホームページ、広報誌、ＳＮＳ、イベント、講演会等と書かれているが具体的に決まっていることがあれば教えてほしい。

【市の考え方】その他

リーフレットやノベルティ物品の配布を予定しております。来年度については、予算議決後に詳細を決定するため、具体的な内容は決まっていませんが、こどもの権利ワークショップやこどもの権利フォーラムの開催も検討してまいります。

第２６条　委任（０件）

その他（３４件）

その他21	こどもは宝今未来がある。欲しいのは自分に負けない心です。自分・命・物を大切にする。ありがとう。「これから」を常に考え人・物の区別分別人ふり見て我がふり直す。望む暮らし、生活経験・身近な事大事です。わかりやすく、やんわり、臨機応変。

【市の考え方】その他

ご意見として承ります。

その他22	第４章では、権利侵害が起きてしまった場合の救済策が示されているが最も大事なのは「権利侵害が起きないよう」未然に防げる体制が大事だと思う。浜松でも児童相談所やヤングケアラーの相談窓口、障害関連の相談機関などやるべきことはやってくださっています。そのような機関について掲載したらどうか？ また、ヤングケアラーの相談体制や障害の早期発見早期療育体制等のさらなる強化をお願いしたい。 「市」「市長」や「委員会」について書かれているが実際の所管（いわゆる実働部隊）はこども若者政策課なのか？この条例に関わる部局（コアにでも）を掲載いただいたほうがいいのでは。 他の条項にも「事務局」がどこなのか（部局）明記したほうがいいのでは。

【市の考え方】その他

児童相談所やヤングケアラーの相談窓口、障害関連の相談機関などの具体的な事業は、浜松市こども計画等に掲載し、事業を実施しております。

条例は、基本的な方針や責務を規定するもので、所管や事務局は規則や計画等で定めてまいります。

提案39	第１章　おとなの定義について、条例作成上、こどもと対比する存在として、おとなが定義されていますが、この、「おとな」を、条項によって「すべての市民」に言い換えるのが適切です。こどもの定義に当てはまる者が、こどもの権利侵害をしている場合もあるので、権利侵害への訴えは、おとなに対象を絞らない方が良い様に思います。

【市の考え方】その他

前文や第１０条において、おとなが果たすべき責務について規定しています。

権利侵害はおとなだけでなく、こどもも含むすべての市民がしてはならないと考えており、こどもの定義に当てはまる者からの権利侵害についても第４章において救済を図り、権利を保障してまいります。

要望41 質問15～17 その他23・24	「こどもから、おとなへのメッセージ」について、こどもからのメッセージを条例案に掲載する取り組み自体は、非常に意義深いものとして賛同いたします。 一方で、このメッセージが「どのようなプロセスで作成されたのか（例：こども会議での議論、公募など)」という作成主体や経緯の記載がありません。作成の背景が不明瞭なままだとメッセージ自体の信頼性が十分伝わらない恐れがあるため、こどもたちの真意がしっかり届くよう、作成主体や経緯の明記をお願いいたします。
	Ｐ１１　はじめに：こどもからおとなへのメッセージとあるが、文章はどのように作られたか教えてほしい。おとなから見た望ましいこどもの意見のような印象を受けた。
	（同様の意見　外４件）

【市の考え方】その他

「こどもから、おとなへのメッセージ」は、浜松市こどもの権利ワークショップに参加したこども・若者のほか、こえのもりしずおかで意見を集約し作成しています。

その他25	相談窓口と救済する「浜松市こどもの権利救済委員会」の設置について、相談窓口についても、どのような方が関わるのか、相談方法がこどもにとっては重要です。「浜松市こどもの権利救済委員会」の委員同様に、相談担当者の専門性も重要です。 聴き取り方法や相談内容のアセスメントにより、こどもにとって必要な支援や救済に繋がらなくなります。電話・メール・ＳＮＳ・はがきなど、こどもの年齢や状況、障害の有無に関わらず、アクセスしやすい方法を用意することが必要です。

【市の考え方】その他

相談窓口には、児童福祉又はこどもの権利に関し優れた識見を有する者を相談・調査専門員として配置する予定です。

また、相談申出方法について、いただいたご意見は参考にさせていただきます。

要望42	調査や解決方法について、委員会の専門的な意見提言が公表されないと、委員会の調査審議内容についての市民やこどもにとって信憑性は低くなり、相談窓口と救済機関についての信頼はこどもからは認められません。学校のいじめ案件等の隠蔽の例をみてもわかるように、こどもの訴えを取り上げなかったり、いままでに権利侵害を認めない事例はいくつも聞きますが、大きな問題になってはいないまま、権利侵害は放置されています。こどもからの大人の信頼を築くためには、こどもの話をきちんと聞くことがとても大事なことです。こどもが困ったときに相談できるかどうかは、日常のなかでの大人の関わり方が問われています。大人に話して、相談してよかったと思うことができる、こどもから信頼できる救済機関設置が必要です。

【市の考え方】その他

救済委員会における審議結果の公表等に関する詳細は、別途規則で定める予定です。

また、公正中立の立場で活動できる委員や相談窓口による信頼できる救済機関の設置を検討してまいります。

要望43	第４章から市長の権限がかなり重要視されています。故に市長が変わればこどもの権利が守られやすかったり、侵害されなかったり心配です。市長だけに権力を集中させないように要望します。

【市の考え方】その他

市長が変わってもこどもの権利が保障されるよう申し立て制度を整備し、外部委員による救済機関を設置し、市長に対し勧告することで権利の侵害からこどもを守ってまいります。

その他26	第４章　こどもに関する人権侵害が起きたときに、「相談の申し出」と「救済の申立て」と２種類の解決ルートがある。 Ａ「相談の申し出」相談窓口の人に相談する。 Ｂ「救済の申立て」市長に対し相談して、救済や解決を依頼する。 市長は、相談に応じ助言や支援や関係者間の調整をする義務がある。 話を聞いた後市長は、救済委員会に調査や判断を依頼する。 救済委員会は、調査や判断した内容を市長に報告、提言する。 という理解で正しいか？確認をしたい。

【市の考え方】その他

市長は、相談の申出があったときは、相談に応じ、権利の回復のための助言、支援及び関係者間の調整を行います。

委員会への諮問は、救済の申立てがあったときに行います。

また、委員会は、調査審議した結果、必要があると認めるときは、市長その他の市の機関に対し、権利侵害が行われないようにするための必要な措置を講じるよう勧告します。

なお、委員会の報告に関する内容は別途規則で定める予定です。

提案40	１６ページ「こどもの権利Ｑ＆Ａ」について、こどもの権利の話をすると、多くの場合「義務を果たしてから権利が得られる」と誤解する人に出会います。Ｑ＆Ａという軽めのコラムではなく、前文または第８条に出して重要度を高めたほうが良いと思います。

【市の考え方】その他

本条例は、保障しなければならないこどもの権利、おとなの責務等を定めるものです。義務を果たさなければ権利を得られない等の誤った解釈は、逐条解説等で丁寧に説明してまいります。

提案41	Ｐ３４こどもの権利Ｑ＆Ａについて、委員会の意見や提言は、市長への答申で終わっていますが、調査や解決方法について、委員会の専門的な意見提言を、公表することは重要です。 こどもの権利侵害について、広く市民に公表することで子どもの権利について理解が深まり、権利侵害への気づきや権利侵害が起きない仕組みを考える機会にもなり、対策になります。こどもにとっては、自分の権利について知ることにもつながり、権利保障や救済につながることを知ることができることができます。

【市の考え方】その他

救済委員会における審議結果の公表等に関する詳細は、別途規則で定める予定です。

提案42	こどもが育つ場として「家庭や家庭と同様の環境」という表現が第５条で使われていますが、「家庭」という言葉のみが使用されている箇所が複数あります。特に気になったところは以下の箇所です。 ・Ｐ５　第９条２「市は、家庭の状況にかかわらず…」→「市は、こどもの育ちの環境にかかわらず…」 ・Ｐ５　第１１条３「…成長できる家庭環境づくり…」→「…成長できる環境づくり…」 ・Ｐ２０　６条３の逐条解説「…人種、家庭環境等によって…」→「…人種、育ちの環境等によって…」 ・Ｐ２３　第９条２の逐条解説「…貧困等、家庭環境や家庭の経済状況によって…」→「…貧困等、育ちの環境やその経済状況によって…」 ・Ｐ２６　第１１条３の逐条解説　「…幸せに成長できる家庭環境を…」→「…幸せに成長できる環境を…」

【市の考え方】案の修正

第９条第２項について、「こどもの育ちの環境」という表現では、より広義となって分かりにくいため、具体的に「家庭」としております。

第６条第３号の解説について、「家庭環境」はあくまでも例示であり、家庭以外の環境も含まれるものと考えます。

第１１条第３項について、いただいたご意見により、以下のとおり修正します。

《修正内容》

（修正前）「保護者は、こどもが自分らしく幸せな状態で成長できる家庭環境づくりに努めるものとする。」

（修正後）「保護者は、こどもが自分らしく幸せな状態で成長できる環境づくりに努めるものとする。」

また、第１１条第３項に関する逐条解説も同様に修正します。

要望44～46　その他27・28	こどもの権利の侵害に関する相談・申立てのイメージについて、「こども、またはこどもに関わる人」からの相談について、解決していく流れの図であると思うが、最終的な解決策が「こども」に返ってこない（こどもへの矢印が無い）のはおかしい。矢印が足りないのではないか。 委員会の図を見ました。矢印が一方通行でフィードバックされないのは権利を守る事にならないと思いました。 こども自身が声を上げにくいシステムだと思っています。 こどもの権利の侵害に関する相談・申立てのイメージについて、アンコンシャスバイアスがかかっているイラストを、市の公式な図として公開することに違和感を感じます。 （同様の意見　外２件）

【市の考え方】その他

いただいたご意見により、逐条解説のイメージ図を一部修正します。

要望47	Ｐ６　第４章　子どもの権利の侵害に関する相談及び救済について、 （１）「浜松市こどもの権利救済委員会」の設置についてはこどもの権利擁護機関として相談機能と調査審議機能を一体化した独立機関として設置してほしい。 （２）委員会の職務等に関わり、今回の条例案に書かれた内容は不備（当事者である子どもが主体となった流れになっておらず、大人だけで物事が動くような従前の仕組みそのままにみえる、権利侵害についての相談申し出者や救済の申し立て者への調査審議結果等に関わるフィードバックがない、勧告の公表手続がない、勧告内容を課題としてどのように今後取り組むかなど）が多く、さらなる審議を重ねたうえで権利擁護機関として別途条例化してください。

【市の考え方】その他

救済機関はこどもの権利侵害について調査審議を行い、必要に応じて市長その他の機関に対し勧告する組織であり、公正中立な立場で活動することが求められるため相談窓口とは別に設置します。

また、救済委員会における審議結果の公表等に関する詳細は、別途規則で定める予定です。

その他29	第２章『趣旨』どんなアンケートやワークショップを何回どこで実施したのか？その結果がどうだったのか？アンケートに現れにくい、マイノリティ性をもつ子供へはどうアプローチして、どんな意見が出たのか？

【市の考え方】その他

こどもの権利に関する意見聴取は、市内に在住、在学又は在勤されている方を対象に実施し、約６，９００人から回答を得ました。意見聴取方法は、市内の市立小学校・中学校及び高等学校から協力していただいたほか、市ホームページやオンラインプラットフォームを活用しました。

また、ワークショップは計４回市内で実施しています。

いただいた意見を条例案に反映させています。

その他30	第５条（１）多様な学びの機会が確保され、学ぶことができることの解説に「学ぶ方法や場所をこども自らが選択できる権利」が抜けている。 「多様な学びの機会」が提供され選択できることがこどもの権利であるならば、当然そのこどもの選択先に税金が使われるということであって、フリースクールや通信制の学びの場にも新しく補助金や助成金が出るという意味なのか？

【市の考え方】その他

「学ぶ方法や場所をこども自らが選択できる権利」は、第５条第１項に含まれます。

また、本条例はこどもの権利保障について規定するものであり、具体的なこども施策について示すものではありません。

要望48・49 その他31・32	大人もよみとるのが難儀であるため、主体となるこどもに理解される内容になっていないと思います。多様な状況にあるこどもが、わかりやすく、楽しく、理解できる、そして学校等関係者が子どもたちと一緒に活用できる、子どもの権利条例子ども向け版を作成してほしい。
	逐条解説もあり、より理解しやすいものに、という取組に感謝します。ただ、この条例の主体はこどもです。今回の条例案は多様なこどもにとって理解し易い形になってはいません。こどもの権利条例をつくった、で終わらず当事者であるこども自身が権利を互いに持っていることについて、条例を通して理解できるよう、こども向けの浜松市こどもの権利条例をつくっていただきたい。
	（同様の意見　外２件）

【市の考え方】その他

条例が制定された際には、条例について分かりやすく説明した年代別のリーフレット等を作成して周知してまいります。

その他33	パブコメの進め方に関わる要望。委員会等でこれほどの作成作業をしてからだと、パブコメの機会に意見をだしても条文の文言くらいの変更しかできない状態だと感じます。最終の形を市民に問う前に、骨子案について市民の意見を聞いてください。
その他34	パブリック・コメントを実施する段階として、このような最終的なものではなく、骨子の段階から市民意見を集めるようにしていただきたい。

【市の考え方】その他

パブリック・コメント制度は、市の基本的な計画や条例等の策定過程において、案の段階でその趣旨、内容等を広く市民等に明らかにし、市民等からその政策に対

する意見及び情報の提出を受けるものです。
　この条例は、アンケートやヒアリング調査により、こども・若者を含む市民の意見を反映して作成し、外部委員で構成される浜松市こどもの権利に関する条例検討委員会にて審議を行っております。

その他35	パブリック・コメントの公表先・実施方法について、現在提示されている公表先（市政情報室、各区役所、各協働センター、中央図書館等）は、子育て世代やこども自身が日常生活で頻繁に訪れる場所とは言えません。当事者であるこどもや子育て中の保護者から広く意見を募るためには、こども館、子育て支援ひろば、児童館など、多くの親子やこどもが集まる施設で目にとまるような周知・実施の工夫をお願いいたします。

【市の考え方】その他
　ご意見として承ります。
　なお、今回のパブリック・コメントについては、浜松こども館及び浜松市立青少年の家にも資料を配架して意見を募集しました。

その他36	主体はこどもなのだから、まずこども達に分かるように条例案の説明をし、丁寧に話をきき中身を整理してから、パブコメ募集として大人の意見を聞くべき。 ①この条例をつくるにあたって、こども達が理解できる言葉で説明する冊子をつくったのか？（→つくった冊子は、どこに公表されているのか？） ②その冊子は、学校やフリースクールやそれ以外も含めたあらゆる手段を使って、浜松市すべてのこども達に届ける努力をしたのか？（→どんな手段で届けたのか、それはどこに公表されているのか？） ③その上で、あらゆる手段をつかってこどもと出会い、話を丁寧に聞いたのか？（→聞いた話の内容やその結果はどこに公表されているのか？）

【市の考え方】その他
　この条例は、アンケートやヒアリング調査により、こども・若者を含む市民の意見を反映して作成し、外部委員で構成される浜松市こどもの権利に関する条例検討委員会にて審議を行っております。
　また、条例案を分かりやすく説明したこども向けの概要版を作成しており、それを元にこどもへの意見聴取を別途実施しています。
　なお、こども向けの概要版は、オンラインプラットフォームにおいても公表し、意見を募集しました。

質問18	全体について、条例案の策定にあたり、こども・若者、こどもを養育する者、その他の関係者に対して、アンケート調査や意見聴取を行ったとあります。これらについて、どのような方法で意見聴取を行い、どのような方法・基準で対象者を抽出し、何人程度を対象としたのかを教えていただきたいです。 今回の条例制定の背景にも示されているように、児童虐待、ヤングケアラー、いじめ、不登校など、こどもを取り巻く社会課題は多岐にわたります。また、一人のこどもが複数の困難を同時に抱えているケースもあります。 そのため、さまざまな背景や状況にあるこども・若者、またこどもを養育する者の声が、今回の条例案の策定過程にどのように反映されているのかを知りたいと思いました。例えば、学校に通うことが難しいこども、障害のあるこども、外国にルーツを持つこども、家庭内でケアを担っているこどもなど、一般的なアンケートや意見募集では声を届けにくいこどもたちの意見をどのように把握したのかについても、可能な範囲で明らかにしていただきたいです。本条例が実効性のあるものとなるためには、こどもを「保護される存在」「支援される存在」として捉えるだけではなく、一人ひとりが権利の主体であり、社会の一員として尊重される存在であるという理念を、行政だけでなく、家庭、学校、地域など社会全体で共有することが重要だと考えます。 また、条例は制定すること自体が目的ではなく、その後、実際のこども・若者への支援や学校・家庭・地域などの場でどのように活用されるかが非常に重要だと考えます。 こども自身、こどもを養育する者、学校の教員、保育士、こども支援に関わる人などに条例の理念や内容を浸透させるため、具体的にどのような周知・啓発・研修等を想定しているのかをお聞きしたいです。 例えば、母子健康手帳を交付する際の情報提供や、母親学級・両親学級等でこどもの権利について伝える機会を設けること、学校の教員研修にこどもの権利に関する内容を組み込むことなども検討していただきたいです。

【市の考え方】その他

自らの意思を表明することに困難を有するこどもを含め、アンケート・ヒアリング調査を実施し、条例案を作成しています。市内に在住、在学又は在勤されている方を対象にアンケートを実施し、約６，９００人から回答を得ました。市内の市立小学校・中学校及び高等学校から協力していただいたほか、市ホームページやオンラインプラットフォーム上でも実施し、条例案に反映させております。

市として、こどもの権利に関する出前講座を実施するほか、イベントの開催や条例に関する年代別のリーフレットを配布するなどの周知啓発を行ってまいります。

要望50	大人が「こどものために何をしてあげるか」ではなく、こどもを権利の主体として捉え、こどもとともに考えるということが全体のニュアンスに必要だと考えます。 ･地域に参加させる ･市の施策に協力してもらう ･保護者に理解してもらう という「大人側からこども・市民への働きかけ」に見える部分に対して、「こども自身はどうしたいのか」「市民と行政はどう対話するのか」「大人自身も学び、変わる側ではないのか」 なお、「こどもアドボカシー」については、「意見表明支援」「意見形成支援」「代弁」まで含めて条例上どう位置づけるのかということを入れてほしいです。

【市の考え方】その他

本条例では、こどもは保護や支援の対象ではなく権利の主体であり、第３章では、おとなは、こどもの権利を保障し、こどもが成長するために必要な支援を行う責務を有することを定めています。おとな側からこどもへ働きかけるものではありません。

なお、こどもアドボカシーについては、児童福祉法に位置付けられた意見表明等支援事業としてすでに実施しており、浜松市社会福祉審議会条例第８条第２項にて児童権利擁護部会をおくことを定めています。